

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

広島県公安委員会

委員長 西野 泰代

### 広島県公安委員会規則第6号

#### 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（平成25年広島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公表する事項) 第3条 公表対象処分を行ったときに公表する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>認定番号</u> (2)～(8) 略</p> <p>(公表の方法) 第4条 公安委員会は、公表対象処分を行ったときは、別記様式による書面（以下「処分簿」という。）を作成し、当該処分簿の内容を<u>広島県警察のホームページ</u>に掲載することにより公表するものとする。</p>	<p>(公表する事項) 第3条 公表対象処分を行ったときに公表する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>認定証番号</u> (2)～(8) 略</p> <p>(公表の方法) 第4条 公安委員会は、公表対象処分を行ったときは、別記様式による書面（以下「処分簿」という。）を作成し、これを<u>広島県警察本部庁舎内の閲覧所に備え置くとともに、当該処分簿の内容を公安委員会のホームページ</u>に掲載することにより公表するものとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式（第4条関係）

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 番 号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	
	主たる営業所が所在する市区町村	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

注1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。

改正前

別記様式（第4条関係）

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	
	主たる営業所が所在する市区町村	
処 分 年 月 日		平成 年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

注1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この公安委員会規則は、令和6年4月1日から施行する。